

9 三世帯同居推進事業に関するもの（1～8の中から再掲）

担当課	名称	概要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
社会福祉課	高齢者ちよつとねざらい事業（三世帯同居推進事業）	三世帯同居家庭の満75歳以上の高齢者が節目の年齢を迎えた場合、高齢者の日頃の労をねざらい心身リフレッシュを図るとともに、家族のふれあいや絆を深める機会を創出することを目的として、市内宿泊施設等で宿泊（日帰り）などに利用できる利用証を交付するもの。	節目の方1人につき1万円（上限）助成 (1) 宿泊・飲食料金（各種税含む）が対象 (2) 利用額が1万円に満たない場合実費額 (3) 対象施設 川金、ホテルとなみ、コスモス荘、ゆめつづり、三楽園、となみ野庄川荘一萬亭、弁天温泉（砺波市ホテル旅館組合・庄川峡観光協同組合加盟施設）	次の条件を満たす者 (1) 三世帯同居をしている者（当該三世帯家庭の全員が、市税等を滞納していない場合に限る。） (2) 満75歳以上で5歳毎の節目年齢を迎える者 ・節目は75歳、80歳、85歳…と5歳刻み ・要介護認定4・5の方は対象外 ・年度内に対象となる方は、誕生日前でも申請・利用できる。	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2529p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2529p/</a>	砺波市高齢者ちよつとねざらい事業補助金交付要綱
高齢介護課	介護者もちよつと一息事業（三世帯同居推進事業）	三世帯同居世帯の65歳以上の要介護者（要介護認定4又は5）に対し、ショートステイの利用料（短期入所生活介護）の自己負担額（食費、滞在費、日常生活費を除く）に相当する額について助成し、家庭内における介護者の心身の疲労軽減、要介護者の在宅生活の継続を促進するもの。	(1) 介護保険制度のショートステイの利用料（短期入所生活介護）の自己負担額（食費、滞在費、日常生活費を除く）に相当する額 (2) ショートステイ利用1回につき原則2泊3日以内とし、年間6回まで。	本市に居住し、次の要件を満たす者 (1) 三世帯同居をしている者（当該三世帯家庭の全員が、市税等を滞納していない場合に限る。） (2) 要介護認定4以上で65歳以上の在宅高齢者	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2405p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2405p/</a>	砺波市介護者もちよつと一息事業助成金交付要綱
市民生活課	定住促進空き家活用補助金（三世帯同居推進事業）	「砺波市空き家情報バンク」に登録されている家屋を活用する者に対し、改修等経費及び家賃の一部を助成するもの。（目的：定住人口の増加及び地域活性化に結びつく市内の空き家の活用を促進）	●空き家を購入する場合 (1) 空き家を購入し改修する場合 改修等経費の1/2 基本額 107.3（となみ）万円 (2) 空き家を購入し三世帯同居・近居するために改修する場合 改修等経費の3/4 ・三世帯同居 基本額 157.3万円 ・三世帯近居 基本額 257.3万円 (3) 次に該当する場合は、最大30万円加算する。 ・GX加算 10万円 ・散居景観加算 10万円 ・子育て加算 10万円  ●空き家を賃借する場合 ・家賃月額1/2（限度額1万円）、交付期間は3年間  ●空き家を提供する場合 ・空き家を賃貸（提供）するために改修する場合 改修等経費の1/2（限度額20万円）	空き家情報バンクを利用して購入した住宅を改修する者で、次の要件を満たす者 (1) 原則、市内業者による主要構造物の改修等 (2) 当該住宅に住居登録し、10年以上居住する意思がある。 (3) 三世帯の場合は、同居・近居すること。 (4) 申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (5) 市税等の滞納がない。  空き家情報バンクを利用して賃貸する者で、次の要件を満たす者 (1) 市外に住所を有する者で、宅建業者の仲介により、当該住宅を借り上げ家賃を支払う。 (2) 5年以上居住する意思がある。 (3) 申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (4) 市税等の滞納がない。  空き家情報バンクを利用して賃貸するために住宅を改修する所有者等で、次の要件を満たす者 (1) 原則、市内業者による主要構造物の改修等 (2) 宅建業者の仲介により、当該住宅を5年以上賃貸する意思がある。 (3) 申請者及び対象住宅のいずれもが、過去にこの補助金の交付を受けていない。 (4) 市税等の滞納がない。	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/77804p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/77804p/</a>	砺波市定住促進空き家活用補助金交付要綱

担当課	名称	概要	助成・補助金額等	対象者等	所得制限	補助金等に関して公表している市のウェブサイト・アドレス	根拠法令・要綱等
都市整備課	三世代同居・近居住宅支援事業（三世代同居・近居推進事業）	三世代同居・近居住宅の新增改築工事費の一部を補助するもの。	<p>【新築】</p> <p>三世代同居 対象工事の1/10 基本額 107.3(となみ)万円 三世代近居 対象工事の1/20 基本額 50万円</p> <p>※加算額は新築のみ対象とする。 ・GX加算 10万円 ・空き家等バンク加算 10万円 ・散居景観加算 10万円 ・子育て加算 10万円 ◎加算額の上限30万円</p> <p>※補助金の上限額は、基本額と加算額の合計となる。 ・三世代同居は 137.3万円 ・三世代近居は 80万円</p> <p>※上記の上限額と補助対象経費に三世代同居は1/10 三世代近居は1/20を乗じて得た額のいずれか少ないほうが補助金額となる。</p> <p>【増改築】</p> <p>三世代同居 対象工事の1/10 上限20万円 三世代近居 対象工事の1/20 上限10万円</p> <p>※対象工事の費用の支払い完了日から1年以内であること</p> <p>※補助金交付後、三世代同居・近居を3年以上続けること</p>	<p>・住宅の新築工事（建売住宅又は中古住宅の購入を含む） ・既存住宅の増改築工事（リフォーム含む）</p> <p>どちらかの工事で(1)～(9)の条件を満たすもの (1)工事完了後、三世代同居・近居である (2)三世代家庭のいずれかが所有する住宅 (3)対象工事が50万円（税込）以上の工事 (4)三世代家庭の全員及び対象住宅が、過去にこの補助金の交付を受けていない (5)三世代家庭に属する者又はその者が代表となる法人が施工する工事を除く (6)定住促進空き家活用補助金の交付を受けた者を除く (7)木造住宅耐震改修支援事業費補助金等住宅支援に係る他の補助金の交付を受けた工事を除く (8)住宅取得支援事業の補助金の交付を受けた者を除く</p>	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/57689p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/57689p/</a>	砺波市三世代同居・近居住宅支援事業補助金交付要綱
こども課	三世代子育て応援給付金（三世代同居推進事業）	三世代同居(近居)の孫世代の子どもを0歳から2歳児まで自宅で育児した場合に給付金を贈呈するもの。	<p>給付の回数に関係なく子ども1人当たり最大10万円</p> <p>入所時点からさかのぼって 3年以上条件を満たす場合 子ども1人当たり10万円 2年以上3年未満条件を満たす場合 子ども1人当たり6万円 1年以上2年未満条件を満たす場合 子ども1人当たり2万円</p>	<p>4月1日時点で満3歳に達しており、次の条件を満たす子どもの保護者 (1)市内に住所を有する者 (2)これまでに保育所等を利用していない者（広域入所での利用を除く） (3)これまでに広域入所で市外の保育所等を利用していない者 (4)三世代家庭に属している者 (5)三世代家庭の全員が市税等の滞納がないこと</p>	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/service/2419p/">https://www.city.tonami.lg.jp/service/2419p/</a>	砺波市三世代子育て応援給付金交付要綱
生涯学習・スポーツ課	三世代交流ふれあい事業補助金（三世代同居推進事業）	昔ながらの遊びや郷土料理等の伝承、スポーツやレクリエーション等を通して三世代交流を推進することを目的に、市内の自治会（常会又は町内会）その他の各種団体が実施する事業に要する経費に補助金を交付するもの。	<p>補助率 10/10 補助限度額 2万円 (ただし、食糧費については、補助対象外とする。)</p>	市内の自治会（常会又は町内会）や婦人会、児童クラブ、老人クラブなどの市民で組織し活動している団体	無	<a href="https://www.city.tonami.lg.jp/info/4230p/">https://www.city.tonami.lg.jp/info/4230p/</a>	砺波市三世代交流ふれあい事業補助金交付要綱